

- 国土利用計画は、全国計画を基本として、国土利用の基本構想、農用地、宅地等の利用目的区分ごとの基本的な方向、規模の目標、措置の概要等の県土利用の基本方針を定めることとなっている。
- 土地利用基本計画は、当該区域における都市地域、農業地域、森林地域等の5区域の設定及び土地利用の調整等に関する事項が定められ、地方公共団体は、当該計画に即して個別規制法に基づき土地利用を誘導してくこととなる。

第4次千葉県国土利用計画

県土利用の  
基本的な方向性

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の基本目標
- 3 県土利用の基本方針
- 4 県土の利用目的に応じた区分に係る基本的な方向
- 5 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標
- 6 地域別に目指す方向性 ※ゾーン別に記載

第4次千葉県土地利用基本計画

県土利用の誘導のための  
具体性を帯びた計画

- 1 土地利用の基本方向
  - (1) 県土利用の基本方向
  - (2) ゾーン別の土地利用の基本方向
  - (3) 5地域区分設定
  - (4) 土地利用の原則
- 2 5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整方針
- 3 土地利用基本計画の推進体制
- 4 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

統合イメージ（主に法定事項を記載）

- 県土利用の課題及び基本方針
- 利用目的区分（農用地、森林、宅地等）ごとの基本的な方向
- 利用目的区分ごとの規模の目標、地域別の概要
- 上記を達成するために必要な措置の概要
- 5地域区分（都市地域、農業地域等）ごとの土地利用の原則
- 地域区分が重複する場合の調整方針

国土利用計画部分

土地利用基本計画部分